

竜野川流域水害対策協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は、特定都市河川浸水被害対策法第7条第1項に準じて組織し、「竜野川流域水害対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 協議会は、近年、気候変動の影響により水災害が激甚化・頻発化していることから、竜野川流域において、河川等の整備、また雨水の流出抑制対策や土地利用等を含め、あらゆる関係者が協働して行う総合的な浸水被害対策を効果的かつ円滑に推進するため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議や流域水害対策計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別紙の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には、座長を置くこととし、座長は構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の運営と進行を総括し、招集は事務局が行う。
- 4 協議会は、第1項による者のほか、必要に応じて別紙の職にある者以外の者の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会にはオブザーバーを置くことができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 2 竜野川流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議。
- 3 上記計画の諸施策等の実施に係る連絡調整。
- 4 その他、上記計画に関して必要な事項。

(会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

(協議会資料等の公表)

第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(案)

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、熊本県土木部河川港湾局河川課及び熊本県県央広域本部工務管理課、甲佐町建設課が行う。

(雑 則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第9条 本規約は、令和7年 月 日から施行する。

竜野川流域水害対策協議会 構成員

甲佐町長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

熊本県 県央広域本部 土木部長

熊本県 県央広域本部 上益城地域振興局 土木部長

国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所 技術副所長

熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 名誉教授 大本 照憲

熊本大学大学院 先端科学研究部 准教授 田中 尚人

地元代表者（区長等）